



令和6年から改正される生前贈与に関する相続税のポイント

相続税対策の大きな柱である生前贈与に関して、令和5年度税制改正において2つの大きな改正が実施されることになりました。1つ目は、暦年贈与に対する相続税課税の強化、2つ目は相続時精算課税の利便性と節税効果の向上です。この2つの改正は、いずれも令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

今回は暦年贈与に対する相続税課税の強化についてお話をさせていただきます。
現行の制度では、故人の死亡前3年以内に受けた贈与財産については、相続時の申告の際にあらためて相続税の課税価格に加算した上で相続税の計算をすることとされています。これは、駆け込み贈与による節税を抑えるためのものでした。

今回の税制改正では、この加算の対象期間が従来の3年以内から7年以内へと大幅に延長されることになりました。

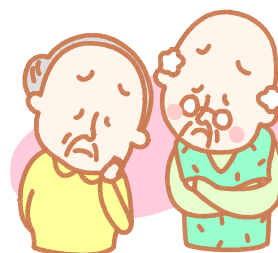
但し、今回の改正で延長されることとなった相続開始前3年超7年以内の4年間に受けた贈与については、新たに100万円の控除枠が設けられ、100万円を控除したのちに相続税の課税価格に加算します。

以上を踏まえると仮に毎年100万円の暦年贈与を実施しており、7年間の合計が700万円であれば、相続税

計算の際の加算額は700万円から100万円を控除した600万円となります。

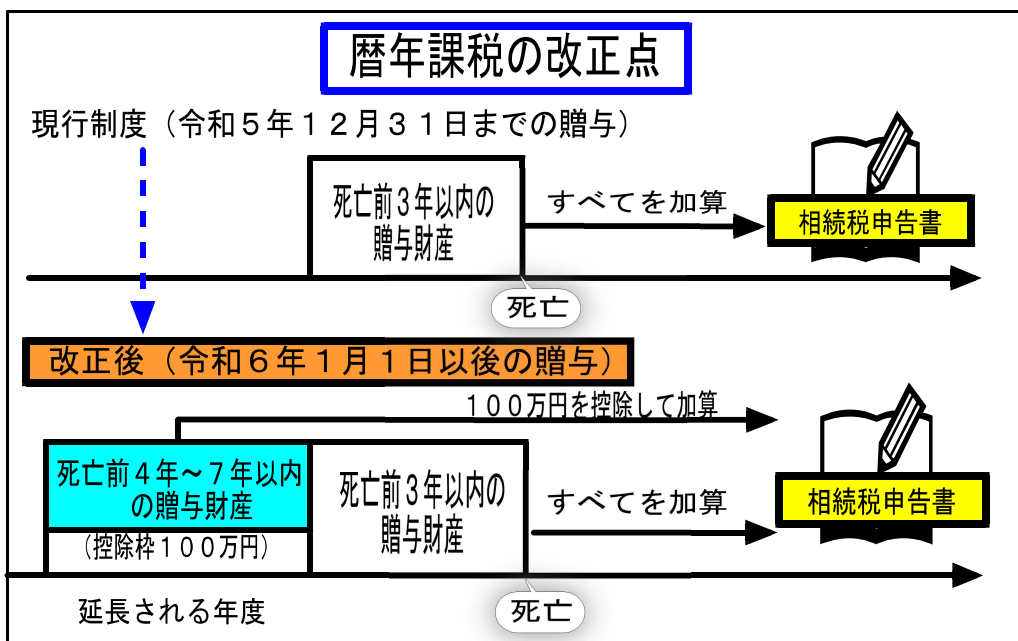
次に暦年贈与の相続税加算の注意点をいくつか挙げておきます。

まず、延長期間である4年間を通じた贈与額の合計が100万円以下であれば、控除枠以下となるので結果的に贈与額加算の対象とはなりません。但し、現行の対加算対象期間でもある相続開始前3年以内の贈与にはこのような控除枠は設けられていないので注意が必要です。次に、相続税の課税価格に加算される贈与財産の評価額は、相続時の価格ではなく、贈与時の価格となるのも注意が必要です。暦年贈与をしようと思ったら10年程度の長期スパンでコツコツと対策がする事が必要になってきます。



10年くらい前から
コツコツと対策が
必要になるね～

営業部 沖



グーグル
マップで

光陽を評価
してください！

光陽との取引や仕事を通じての感想や評価を「グーグルマップ」に投稿をお願いします。皆様のお声は今後の業務に活かしていきます！

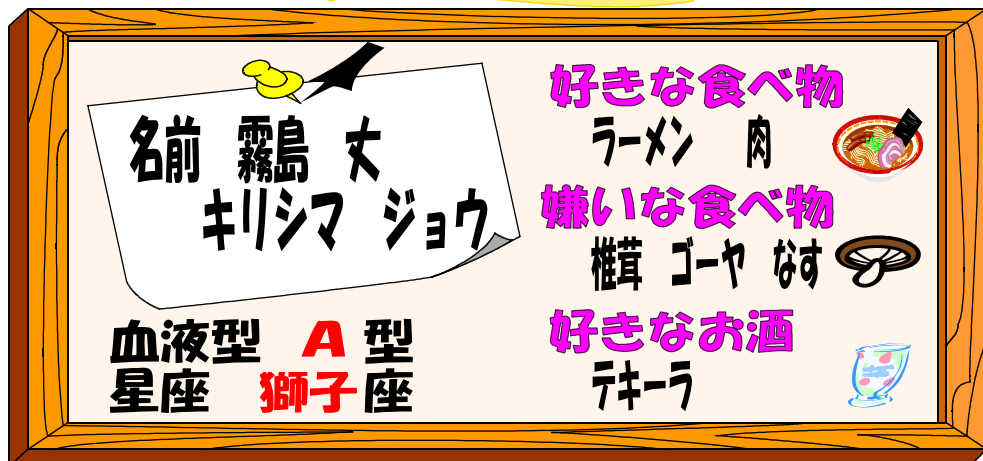


新しい仲間を紹介します!!

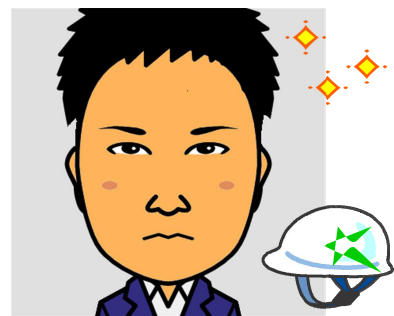


1 / 1 から建設部に新たな仲間が加わり 4 / 1 より正社員になりました。建設の業務に携わります。今回は皆様へご挨拶も兼ねて、新入社員のご紹介をさせていただきます。

PROFILE

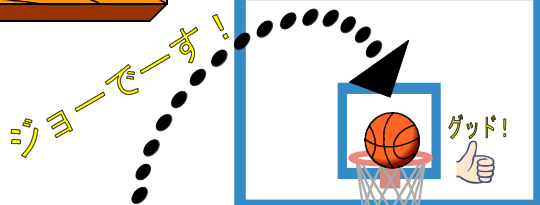


皆様 どうぞ
よろしくお願い致します



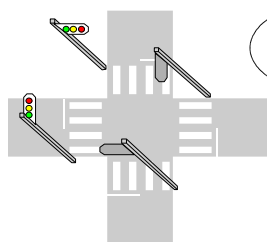
特技 バスケットボール

学生時代は本格的にバスケットボールをやっていたそうです。身長も 180cm 以上あり現場作業はお手のもの。体格も良いので重い材料も難なく運べます。現在も週末は体育館でバスケットボールをしているそうです。健康管理のため帰宅後のジョギングも欠かせないとのこと。根っからのスポーツマンです。お昼の食事の量もスポーツマンです。



苦手なこと

方向音痴なんです。朝霞の地理に慣れていないことを考慮しても道を覚えるのが苦手だそうで。。。お約束の時間に遅れてしまった時はごめんなさい。。。現場作業は前職で多少の経験もあり得意です。他のスタッフ同様に何なりとお申し付けください。今後ともどうぞよろしくお願い致します。



どっち!?



建設部 老川



おしらせ



かわらばんメンバー交代

今月号よりかわらばん委員会のメンバーが一部入れ替わりました。弊社を身近に感じて頂けるよう、さまざまな情報をお伝えしていきたいと思います。変わらぬご支援の程、宜しくお願い申し上げます。かわらばんに関するご要望等ございましたら、是非ご連絡ください。お待ちしております。

営業部 沖



株式会社光陽

〒351-0022

埼玉県朝霞市東弁財1丁目7番30号

TEL 048-465-1151 (代表)

●編集委員：村山、松岡、沖

山川、川端ひ、霧島、大羽

●発行日：令和 5 年 5 月 1 日

休業日・夜間緊急連絡先

(株)バイオニアコミュニティ

TEL 048-476-0260